



大正八年第一五〇號

訓令



一、獨立第十三師團ノ任務ハ樺太島ヲ占領スルニ在リ

獨立第十三師團戰闘序列別紙ノ通り

二、上陸地ハコルリコフ及アレキサンドロフトス

各上陸地ニ於ケル軍隊ノ配當及輸送順

序附表第一ノ如シ

乘船地ニ至ル鐵道輸送及船舶輸送ニ

關シテハ運輸通信長官ヲシテ直接貴

官ニ通報セシム

三、其師團ノ船舶輸送及上陸實施ハ海軍ノ

掩護ヲ受クルモノトス

航行中ノ運動ニ關シテハ護衛艦隊指揮官ノ指示ニ從ヒ又上陸ノ諸動作ニ關シテハ護衛艦隊指揮官及乙碇泊場司令官ト協議スヘシ

四

最初ノ上陸ト同時ニ各上陸地ニ集積スヘキ豫備彈藥及軍需品ノ數量左ノ如シ

豫備彈藥

コルサコフ (野砲彈藥一縱列分)  
アレキサンドロフ (山砲彈藥一縱列分)  
野砲彈藥一縱列分

軍需品ニケ月分

五

兵站設備ニ關シテハ兵站總監ヲシテ別ニ之ヲ訓示セシム

六

各上陸地下宗谷岬附近開ニ海底電線ヲ沈設

シ以テ内地ト連絡セシムル筈  
但シ海底電線沈没ヲ終ル迄ハ上陸地下宗  
谷岬附近間ニ通信船ヲ俟用ス  
右ノ外詳細ノ件ハ運輸通信長官ヲシテ  
別ニ之ヲ通報セシム

明治三十八年六月十八日

参謀總長伯爵山縣有朋

獨逸皇帝陛下御座  
長原口事務所

附表第一

第一次上陸隊 (上陸点「コルサコフ」)

歩兵第二十五旅團

騎兵第十七聯隊第一中隊

野戦砲兵第十九聯隊第一大隊本部及第三、第四中隊

工兵第十三大隊第一中隊

機關砲隊

第一歩兵彈藥縱列

第一砲兵彈藥縱列

第一糧食縱列

第一野戰病院

兵站部、一部

第二次上陸隊 (上陸点「アレキサンドロフ」)

6290

獨立第十三師團、同兵站部  
 (コルサコフ上陸隊(但步兵第五聯隊及機關砲隊ハコルサコフ))ヲ除ク